

Network Tokyo

ネットワーク東京

2025
10・11
Vol.622

特集

令和7年度
税制改正に伴う所得税の基礎控除見直しについて
～年末調整で気を付けるポイント～



第18回 ビルメンテナンスこども絵画コンクール 東京地区6年生の部 金賞 「ここから始まるみんなのおそうじビル」

洗濯王

選ばれたのは、**これ**でした!

室内干しの現場に



- ・介護施設/医療施設にも最適
- ・蛍光増白剤フリー
- ・室内干しの嫌なニオイも軽減



製品紹介動画

頑固な汚れの現場に



- ・プロユースの洗浄力
- ・非PRTR対応
- ・蛍光増白剤入り



製品紹介動画

大切な場所には、きっと。



シーバイエス株式会社

本社 〒231-0023 横浜市中区山下町22番地 山下町SSKビル
お客様ご相談窓口 TEL.045-640-2280 FAX.045-640-2216



<<< 詳細・お問い合わせはこちら

<https://go.cxs.co.jp/laundryking>

安心を約束する、 という責任。

時代の変化をとらえ、

新しい一歩を踏み出そうとするとき。

わたしたちがすべきこと。

わたしたちにできること。

いま、改めて考えていきたいと思います。



公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会
<https://www.tokyo-bm.or.jp/>

東京都財務局との意見交換会の実施



東川契約調整担当課長（左）に要望書を手交する
梶山副会長兼委員長（右）

経営研究委員会では、毎年、東京都所有の建築物の入札・契約制度等に関する要望書を財務局経由で東京都知事に提出している。

今年は8月25日（月）に梶山副会長兼経営研究委員会委員長と官公庁契約小委員会委員が東京都庁を訪問し、東京都財務局の担当者と意見交換を行った後、要望書を提出した。（詳しくはP20参照）

日 付：令和7年8月25日（月）

場 所：東京都庁第一本庁舎北塔33階特別会議室

出席者：（協会）梶山副会長兼委員長、坂野担当理事、鈴木小委員長、岡本、豊田、平澤、平野、横田、渡邊 各委員、西海専務理事、川上職員、森職員

（東京都）佐藤契約第二課長、東川契約調整担当課長、佐々木統括課長代理、村上統括課長代理、吉田課長代理、久保課長代理、糀谷課長代理、小柳課長代理

意見交換内容（抜粋）

1. 年度途中や複数年契約における契約金額の変更

（回答1）昨今の物価上昇について、公共発注者として労務費の適切な価格転嫁は大変重要と認識している。最低賃金の上昇など労務費等の上昇に伴う契約金額の変更に適切に対応できるよう、発注段階で客観性のある労務単価を基に積算することや契約締結後でも適切に対応することとしている。

（回答2）複数年契約での「スライド条項」適用や低価格調査制度の導入については、多種多様な積算方法が存在する中、公平公正な手続きとなるよう、統一的なルール作りに向けて調査、検討を進めている。

2. ゼロ都債の総合評価案件への活用拡大について

（回答）発注量の平準化や受託者の引継ぎ、人材確保のため、品質向上や事業執行の迅速化に資するゼロ都債の活用については、総合評価や複数年契約を組み合わせることで積極的に導入を推進していく。

3. 社会保険未加入業者への対応について

（回答）近年、資格の虚偽申請は確認できていないが、虚偽申請や未加入事業者へは厳正な対応を実施していく。

4. 労働災害対策（熱中症予防）について

（回答）昨今の猛暑を踏まえ、業務内容に応じて熱中症予防に考慮した適切な履行期間や必要経費を見込んだ適正な予定価格の設定を行うこと、熱中症の計画的な予防、対策の徹底に向け受託者からの申し出等に対しても適切に対応することを各局に周知している。



東京都の最低賃金が 1,226円に上がります

東京労働局は令和7年10月3日から東京都の最低賃金を63円引き上げ、1,226円に改正する。
各企業は改めて改正後の最低賃金を厳守いただくとともに、東京労働局では最低賃金の引き上げの環境整備のための支援策として各種助成金制度を設けているので、活用を検討いただきたい。

<問合先>

■ 東京都最低賃金について

東京労働局労働基準部賃金課 (TEL 03-3512-1614<直通>)

東京働き方改革推進支援センター (TEL 0120-232-865)

リーフレット



■ 各種助成金について

東京働き方改革推進支援センター (TEL 0120-232-865)

賃上げ支援助成金
パッケージ



厚生事業のご案内

第9回 ボウリング大会

日 付：令和7年11月7日(金)

18時～19時30分 ボウリング大会 19時30分～21時 懇親会

会 場：高田馬場グランドボウル (JR・西武線 高田馬場駅前)

参加費：6,600円 (1組2名で ※懇親会費含む)

参加資格：東京協会会員企業所属

申込方法：当協会 Web サイトからお申込みください

※先着順、定員になり次第締め切ります

申込限：令和7年10月17日(金)まで

東京協会厚生事業のため、補助があり、大変割安です。



Topics

東京都財務局との意見交換会の実施	2
------------------	---

Clip Board

東京都の最低賃金が1,226円に上がります	
第9回 ボウリング大会のお知らせ	3

特集

令和7年度 税制改正に伴う所得税の 基礎控除見直しについて ～年末調整で気を付けるポイント～	5
--	---

理事会報告(第145回)

正会員3社、賛助会員2社の入会を承認	16
--------------------	----

Special

令和8年度 東京都予算要望 ビルメンテナンス業関係施策 —東京都所有の建築物の維持管理に関する要望—	20
---	----

Series & Regular

連載 おすすめ製品コーナー	15・26
連載 社会の主な出来事	25
告知板	27

About Us

公益社団法人
東京ビルメンテナンス協会
設立
昭和37年(1962年)5月15日
公益社団法人移行
平成23年(2011年)2月1日
会員数
正会員515社／賛助会員69社
(令和7年9月31日現在)



表紙

第18回 ビルメンテナンス
こども絵画コンクール 東京地区 受賞作品

仲山 南 様 6年

ここから始まるみんなのおそうじビル

令和7年度

税制改正に伴う 所得税の基礎控除 見直しについて

～年末調整で気を付けるポイント～

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直しが行われました。これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

この影響で、令和7年分の年末調整は例年に比べて煩雑になることが予想されます。「年収の壁」の見直しの概要や年末調整等の実務への影響等について解説します。

監修(令和7年9月24日)



内西真樹税理士事務所

内西真樹 氏

<https://uchimaki.com/>

基 礎 控 除

1 改正の背景と目的

令和7年度の税制改正は、物価上昇や就業調整への対応を目的として行われました。消費者物価指数の上昇により、実質的な生活負担が増加している中、低・中所得層への税負担軽減が急務となりました。また、年収を103万円以下に抑えようとする「働き控え」を防ぐ目的もあります。人口が減少している日本では、今後労働力の不足が深刻化する懸念があるため、年収の壁を引き上げて短時間労働者が働きやすい環境を整備しているのです。

これに伴い、所得税の基礎控除額が引き上げられ、所得階層に応じた段階的な控除額の加算が導入されました。

2 基礎控除等の見直し内容

2025年（令和7年）から所得税の壁が、従来の年収103万円から最大160万円へ引き上げられました。基礎控除が48万円から最大95万円に、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

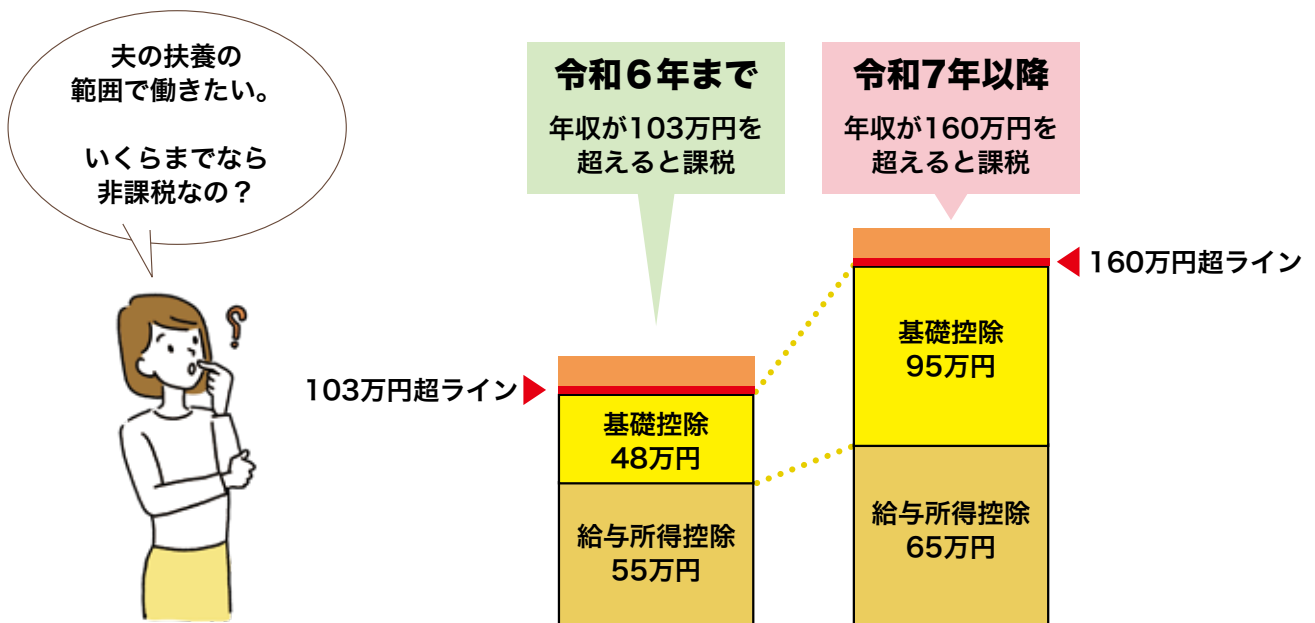
給与収入が200万円以下の方は、**「95万円（基礎控除）＋65万円（給与所得控除）」**で最大160万円までは、所得税が発生しません。

年収が200万3999円を超える場合、年収金額に応じて基礎控除額は段階的に減少します。

基礎控除とは、総所得（合計所得金額）から差し引ける所得控除のうちの一つです。給与の支払いを受ける人は、給与の収入金額から給与所得控除額を控除し、基礎控除額及びその他の所得控除額を差し引いて課税所得金額を算定し、所得税を求めます。

合計所得金額が132万円以下、655万円以下の場合、令和7～8年の限定措置として収入別に一定の控除額が設定されています。58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した95万円、88万円、68万円、63万円が基礎控除になります。措置期間終了後の令和9年以降には、132万円以上～655万円以下の場合、基礎控除が一律58万円となります。

年収の壁の改正で課税最低限ラインが引き上げられた



給与収入と基礎控除の上乗せ額

合計所得金額	給与収入に 換算すると	基礎控除		
		令和6年まで	令和7年、8年	令和9年～
～132万円	～200万3999円	48万円	58万円+37万円 =95万円	
～336万円	～475万1999円		58万円+30万円 =88万円	58万円
～489万円	～665万5556円		58万円+10万円 =68万円	
～655万円	～850万円		58万円 + 5万円 =63万円	
～2,350万円	～2,545万円		58万円	
～2,400万円	～2,595万円		48万円	
～2,450万円	～2,645万円	32万円		
～2,500万円	～2,695万円	16万円		
2,500万円～	2,695万円～	0万円		

具体的には、以下のように基礎控除と給与所得控除が拡大されています。

年収別の給与所得控除額

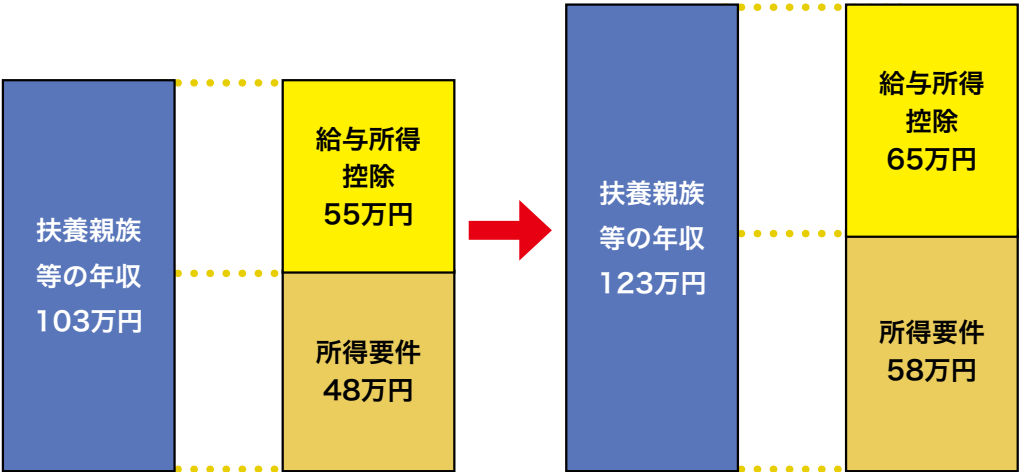
給与収入	給与所得控除	
	令和6年まで	令和7年～
～162.5万円	55万円	65万円
～180万円	給与収入 ×40% -10万円	
～190万円	給与収入 ×30% +8万円	
～360万円		給与収入 ×30% +8万円
～660万円	給与収入 ×20% +44万円	
～850万円	給与収入 ×10% +110万円	
850万円～	195万円	

給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。基礎控除の改正

扶養控除等の所得要件の改正

改正前

改正後



にともない、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が緩和されました。
給与所得控除の引き上げと所得要件の緩和を合わせて、扶養控除の年収の壁は、103万円から123万円になります（+20万円）。

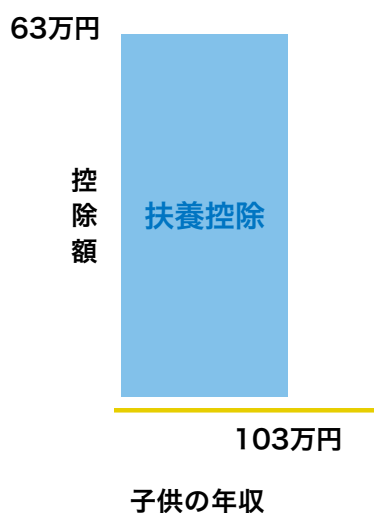
特定親族特別控除の創設

新たに「特定親族特別控除」が創設され、19歳以上23歳未満の子供を持つ親が受けられる控除について、子供の所得要件が大幅に緩和されました。対象となる子の年収が上限を超えると、扶養している親が63万円の扶養控除を受けられなくなる為、以前は「103万円」を超えないように就業調整をしていました。

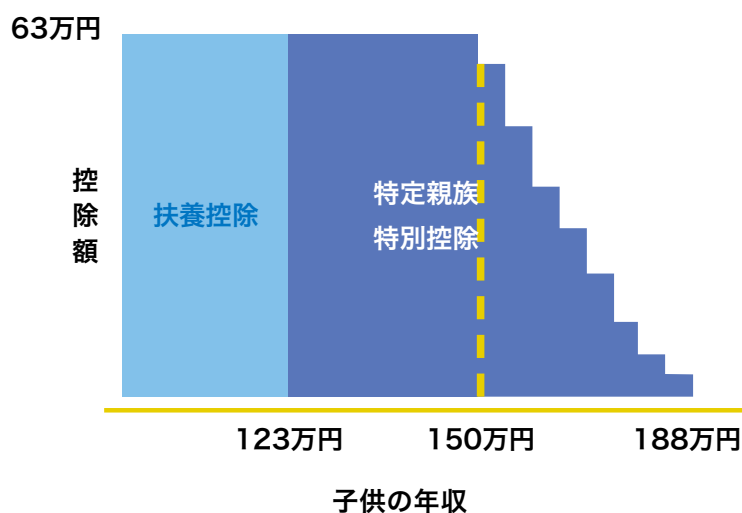
通常の扶養控除が123万円に引き上げられ、さらに特定親族特別控除により150万円まで引き上げられました。特定親族特別控除は、扶養している親族などがその年末時点で19歳以上23歳未満でなければ控除を受けられません。「大学生の子が」と表現されがちですが、実際は大学生であるかどうかは関係ありません。あくまで年齢と所得で判定していきます。

また、19歳以上23歳未満の子供の年収が150万円を超えて、188万円以下の場合も一定の控除を受けられるようになりました。19歳以上23歳未満の子がアルバイトで稼いでも給与収入123万円超150万円以下であれば親は63万円の特定親族特別控除を受けられます。しかし、子供がアルバイト代を年間150万円近く稼いしまうと、子供本人に住民税がかかる可能性があります。

改正前



改正後



3 事業者への影響について

今回の改正で「所得税の年収の壁」が103万円から160万円になったことにより、これまで103万円を意識して就業調整していた従業員が労働時間を増やす可能性があります。従業員の年収が増え、一定の条件の下、従業員に社会保険への加入義務が生じたり、配偶者等の社会保険の扶養から外れて従業員自身が国民健康保険・国民年金に加入する義務が生じたりします。これが「社会保険の年収の壁」です。今回の改正によって、年収が増えていくと、従業員は「所得税の年収の壁」よりも先に「社会保険の年収の壁」の影響を受けることになります。

社会保険の加入義務

従業員が51人以上の企業の場合

「106万円の壁」を越えて以下の要件を満たす場合、その従業員には社会保険の加入義務が生じます。

● 週の所定労働時間が20時間以上
● 賃金が月額8万8000円以上

※2026年10月撤廃予定

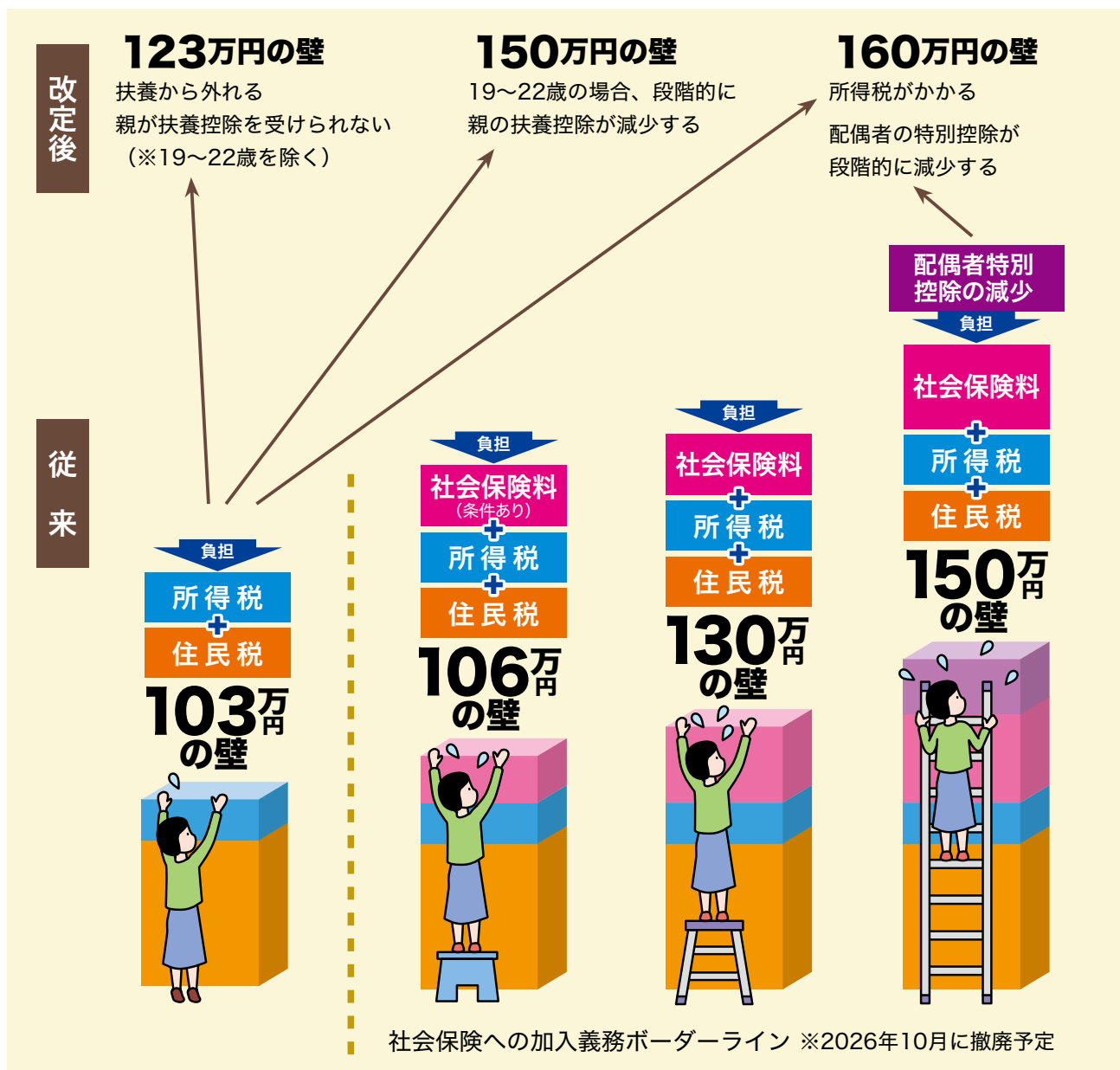
● 2か月を超えて働く予定がある

● 学生ではない

従業員が50人以下の企業、
または学生の従業員の場合

配偶者等が加入する社会保険の扶養に入っている従業員は、年収が130万円を越えると、配偶者等の社会保険の扶養から外れます。そのため、従業員自身で「会社の社会保険」または「国民健康保険・国民年金」に加入する必要があります。

特に「社会保険の年収の壁」を超えた場合の社会保険料の負担は大きいため、所得税や扶養控除の年収の壁の改正内容と併せて、早期に従業員への案内が必要です。それぞれの「年収の壁」を超えた影響を従業員に理解してもらううえで、どのくらい働くか確認してください。社会保険に加入すると、社会保険料を支払うことで手取りが減る可能性があります。従業員には将来もらえる年金額が増える・病気等の際に給付金が受け取れる等の長期的なメリットもあります。従業員が総合的に判断できるように情報提供することが重要です。



4 年末調整における 実務対応

令和7年度税制改正で、所得税の基礎控除および給与所得控除が見直されました。そして、その施行は令和7年（2025年）の12月1日からです。そのため同年12月以降の給与の源泉徴収に関しては、（1）基礎控除の最高額と（2）給与所得控除の最低保証額、（3）扶養控除等の所得要件の引上げ、そして（4）新たに設けられた特定親族特別控除が影響してきます。

基礎控除申告書

基礎控除申告書は、給与所得者が基礎控除の適用を受けるために必要な書類です。これは「扶養控除等申告書」を提出している企業、つまり主たる給与を支払う会社に対して提出することが義務づけられています。

令和2年分からは、この申告書が「給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書」として一本化されたことで、1枚の書類でまとめて複数の申告を行うことが可能になりました。そのため、配偶者控除や所得金額調整控除に該当しない場合であ

っても、年末調整で基礎控除の適用を受けるには必ずこの書類に記入し提出しなければなりません。

労務担当者としては、年末調整の際に「扶養控除等申告書」と一緒に必ずこの基礎控除申告書も回収し、内容を確認する流れになります。特に、基礎控除のみの適用でもこの書類の提出が必要になる点は、あらかじめ従業員に説明しておきたいポイントです。控除額に誤りがあれば

令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

基礎控除申告書

配偶者控除等申告書

特定親族特別控除申告書

所得金額調整控除申告書

ばあとから修正や追加徴収が発生する可能性もあるため、提出時期を守るように促し、早めに回収して不備がないかしっかりチェックしておきましょう。

令和7年分からは、この特定親族特別控除申告書も追加された「給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼給与所得者の特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書」となります。

給与所得者の基礎控除申告書の書き方

① 給与所得の収入金額

給与所得の「収入金額」欄には、当年1年間（1～12月）の収入合計を記入します。しかし、年末調整の書類を作成する段階ではまだ給与等の最終支払いが終わっていないため、概算見積額で記入することになります。

従業員には、給与明細などで確認しながら1年間の収入金額を見積るよう指示しましょう。その際、手取額ではなく総支給額で計算する必要があるため、給与明細のどの部分を参考にするかを提示するとよいでしょう。特に、非課税に当たる交通費や通勤手当など除外する項目も提示すると、計算ミスを防ぐことにもつながります。

なお、令和2年度からは合計所得金額に応

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	① 円	② 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		③ 円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (①と②の合計額)		④ 円

○ 控除額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
給与所得	132万円以下	95万円
	132万円超 336万円以下	88万円
	336万円超 489万円以下	68万円
	489万円超 655万円以下	63万円
	655万円超 900万円以下	58万円
	900万円超 950万円以下	58万円
	950万円超 1,000万円以下	58万円
	1,000万円超 2,350万円以下	48万円
	2,350万円超 2,400万円以下	32万円
	2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

区分Ⅰ
⑤ (全のA-Cを記す)

基礎控除の額
⑤ 円

※「区分Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

② 給与所得の「所得金額」欄には、年間の給与所得の収入金額(①)から給与所得控除額を差し引いた金額を記入します。

③ 給与所得以外の所得の合計額
個人事業主として副業している場合など給与以外の収入がある場合には、その所得の合計額を「給与所得以外の所得の合計額」欄に記入します。ただし、売上額などの収入金額ではなく、そこから諸経費と青色申告の方は青色申告特別控除額を差し引いた金額を記入することになりますので注意喚起が必要です。

④ 本年中の合計所得金額の見積額
給与所得の所得金額(②)と給与所得以外の所得の合計額(③)を合計して、本年中の合計所得金額の見積額欄を記入します。

⑤ 控除額の計算
控除額の計算表に、本年中の合計所得金額の見積額(④)を当てはめて基礎控除額を判定します。

判定した基礎控除額は「基礎控除の額」欄に記入します。

また、判定基準となる合計所得金額の見積額は、配偶者控除や配偶者特別控除の適用に必要となります。配偶者控除や配偶者特別控除を受ける従業員には、判定表に記載されている(A)(B)(C)のいずれかを「区分Ⅰ」の欄に記入するよう促しましょう。

年末調整の計算方法の変更

年末調整では、年間の給与収入に基づいて所得税額を再計算します。改正後の基礎控除額を反映させるため、以下の点に注意が必要です。

令和7年分基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書(令和7年分の年末調整では申告書が統合された新様式が使用されます)

① 給与収入190万円以下の人の所得の計算方法が変わります。

※給与所得控除が65万円に引き上げられました。

② 控除額を判定する合計所得金額の見積額に応じた区分が「132万円以下」「132万円超 336万円以下」等と細くなります。該当する区分によって控除額が変わるため、正しく記載する必要があります。

③ 基礎控除申告書の①と同様に、所得の計算方法が変わります

④ 配偶者控除等の控除額を判定する区分の合計所得金額の「48万円」が「58万円」に変わります。

⑤ 特定親族特別控除を受ける場合の申告書が新設されます。

年齢19歳以上23歳未満で、所得58万円超

123万円以下（給与収入のみの場合、年収123万円超188万円以下）の親族を記載します。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		

○ 控除額の計算

収入金額	所得金額
132万円以下	95万円
132万円超 336万円以下	88万円
336万円超 489万円以下	68万円
489万円超 655万円以下	63万円
655万円超 900万円以下	58万円
900万円超 1,000万円以下	48万円
1,000万円超 2,350万円以下	32万円
2,350万円超 2,400万円以下	32万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

区分Ⅰ

基礎控除の額

※「区分Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

$$\text{所得金額} = \text{収入金額} - \text{給与所得控除額} \quad (\text{最低保障額65万円})$$



◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 配偶者の氏名等

配偶者の氏名 (フリガナ) 配偶者の個人番号 配偶者の生年月日

所得金額 = 収入金額 - 給与所得控除額 (最低保障額65万円)

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		

○ 控除額の計算

収入金額	所得金額
58万円以下かつ年齢70歳以上 (昭和31.1.1以前生) 《老人控除対象配偶者に該当》	① 配偶者控除
58万円以下かつ年齢70歳未満	② 配偶者控除
58万円超95万円以下	③ 配偶者控除
95万円超133万円以下	④ 配偶者控除

区分Ⅱ

配偶者控除の額

配偶者特別控除の額

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」欄は「特定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

○ 特定親族の氏名等 (注)「特定親族」に該当するかは、表面の3-1の1)をご確認ください。

特定親族の氏名 (フリガナ)	特定親族の個人番号	特定親族の生年月日	あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所	非居住者である特定親族が生計を一にする事実	特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	特定親族特別控除の額
1		平成 年 月 日				
2		平成 年 月 日				

○ 控除額の計算

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	控除額
58万円超85万円以下	63万円
85万円超90万円以下	61万円
90万円超95万円以下	51万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超125万円以下	3万円



令和7年分扶養控除等申告書

令和7年分の扶養控除等申告書について、様式の改定予定はありません。

3 所得金額 = 収入金額 - 給与所得控除額
 (最低保障額65万円)

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号	令和5年度の所得の凡例額	通算所得である異動	収入又は所得	異動月及び理由
1 課税標準 対象配偶者 (注1)						
2 課税標準 対象配偶者 (注2以上) (注3) 15歳未満	1					
	2					
	3					
	4					

☐ 障害者、高齢者、ひとり親又は勤労学生

① 申告書に記載する源泉控除対象配偶者の範囲が変わります。

所得要件は合計所得金額95万円以下のままで変更ありませんが、給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられ、所得の計算方法が変わったことによるものです。

これまでは、所得の見積額が95万円（給与収入のみの場合、年収150万円）以下の場合に記載していましたが、令和7年分からは、所得の見積額が95万円（給与収入のみの場合、年収160万円）以下の場合に記載します。

②申告書に記載する扶養親族、障害者控除を受ける同一生計配偶者、ひとり親控除を受ける場合の生計を一にする子の範囲が変わります。これまでの、所得の見積額が48万円（給与収入のみの場合、年収103万円）以下の場合に記載していましたが、令和7年分からは、所得の見積額が58万円（給与収入のみの場合、年収123万円）以下の場合に記載します。

③ 所得の計算方法が変わります。

従業員への確認と 必要書類のとりまとめ

税制改正で新たに扶養控除等の対象となった親族等がいなかを確認します。対象となった親族等がある場合には、従業員から「扶養控除等（異動）申告書」を提出してもらいます。そ

の際に「異動月日及び事由」の欄には「令和7年12月1日改正」などと具体的に記載することが求められます。その他、年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超～123万円以下の親族を有する人は、「特定親族特別控除」を受けることができます。この適用を受けようとする場合には、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を従業員が年内最後の給与支給日前日までに提出してもらう必要があります。

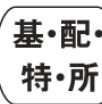
さらに、実務対応のため12月より前に従業員から基礎控除申告書などの年末調整関係書類を提出してもらう場合に押さえておくべき点があります。「2025年12月1日施行の改正内容を反映した書類の早期提出が可能。実務面では改正施行後の書類提出だけでは年末調整に間に合わない場合も考えられるため、同日以後に適用される改正内容を反映した書類であっても、施行日からの提出をしてもらうことは差し支えない」としています。

以上のように、令和7年度の税制改正では年末調整に関わる各種の実務が大きく変わる部分があります。最新の制度内容をきちんと確認し、社内周知や必要書類の取りまとめを早めに行うことが大切です。不明点や個別対応が必要な場合には、専門家への相談も有効な対応です。正確かつスムーズな年末調整のためにも、できるだけ早めの準備と情報収集を心がけてください。

基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書 新様式

令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 名 称 (氏 名)		(フリガナ) あなたの氏名	
	給与の支払者の 法 人 番 号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を称します。)が記載してください。		
税務署長	給与の支払者の 所 在 地 (住 所)		あなたの住所 又 は 居 所	



◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		円

○ 控除額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
雑 定	☐ 132万円以下	96万円
	☐ 132万円超 336万円以下	88万円
	☐ 336万円超 489万円以下	68万円
	☐ 489万円超 655万円以下	63万円
	☐ 655万円超 900万円以下	58万円
	☐ 900万円超 950万円以下	
	☐ 950万円超 1,000万円以下	
	☐ 1,000万円超 2,350万円以下	16万円
	☐ 2,350万円超 2,400万円以下	
	☐ 2,400万円超 2,450万円以下	
☐ 2,450万円超 2,500万円以下		

区分Ⅰ

(注のA～Cを記載)

基礎控除の額

円

※「区分Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 配偶者の氏名等							
(フリガナ) 配偶者の氏名		配偶者の個人番号		配偶者の生年月日 明大平 年 月 日			
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所		非居住者である配偶者		生計を一にする事実			

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額	
(1) 給与所得	円	円	→
(2) 給与所得以外の所得の合算額	円	円	

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合算額)

判	58万円以下かつ年齢70歳以上 ① (昭31.11以前生) 《老人控除対象配偶者に該当》	(1)
	58万円以下かつ年齢70歳未満	(2)
定	58万円超95万円以下	(3)
	95万円超133万円以下	(4)

区
分
Ⅱ

○ 控除額の計算

↓

区 分 Ⅱ

				区 分 Ⅱ										
				④ (上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合算額))」										
				①	②	③								
				8万円の範囲 100万円以下	100万円の範囲 105万円以下	105万円の範囲 110万円以下	110万円の範囲 115万円以下	115万円の範囲 120万円以下	120万円の範囲 125万円以下	125万円の範囲 130万円以下	130万円の範囲 135万円以下	配偶者特別控除の額 円		
区分Ⅰ	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	28万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	配偶者特別控除の額 円	
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円		
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円		

※ 「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」は、「特定」及び「控除額の計算」の欄で入力した内容に基づき算出されます。

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

○ 特定親族の氏名等 (注)「特定親族」に該当するかは、裏面の3-1の①をご確認ください。

	(フリガナ) 特定親族の氏名	特定親族の個人番号	あなたとの 親類	特定親族の生年月日 (平成12年～平成19年)	あなたと特定親族の住所又は居所が 異なる場合の特定親族の住所又は居所	非居住者である特定親族 の生計を一にする事実	特定親族の本年の中 の合計所得金額の見積額	特定親族特別控除の額
1				平成 年 月 日			円	円
2				平成 年 月 日			円	円

○ 控除額の計算

※「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

特定親族の本年の中 の合計所得金額の見積額	58万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

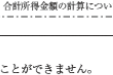
要 件	☐ あな自身が特別障害者 ^(注2)	(石の★欄のみを記載)	★ 扶 養 控 除 等 の 事 実	(フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	左記の書の内容の個人番号		左記の書の内容の年月日		★ 特 別 障 害 者	特別障害者に該当する事実 ☐ 扶養控除等申告書のとり
	☐ 同一生計配偶者 ^(注2) が特別障害者	(石の★欄及び★欄を記載)			前大欄	年	月	日		
	☐ 扶養親族 ^(注2) が特別障害者	(石の★欄及び★欄を記載)			あなたと左記の書の住所又は居所が異なる場合の左記の書の住所又は居所		左記の書の左記の者の本年のあなたの税納付合計額金額の見解額			
	☐ 扶養親族が年齢23歳未満 ^(平15.12以後生)	(石の★欄のみを記載)								
							円			
(注) 1 「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件にのみ、チェックを付け記載することで差し支えありません。 2 「特別障害者」：1「同一生計配偶者」及び「扶養親族」に該当する者は、裏面の4の(4)を「確認」ください。										

◆各申告書の記載に当たってのご注意◆

- これらの申告書は、令和7年1月1日以後に行なわれる申告において基礎控除、配偶者（特別）控除、特定基礎控除又は所得金額控除の適用を受けようとする場合に、令和7年の最終給与の支払を受ける日の前までに、給与の支払者（2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合には、主たる給与の支払者（「扶養控除等申告書」を提出した給与の支払者））に提出してください。
- (注) あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が200万円を超える場合には、年末調整が行われません。
- 1 「基礎控除申告書」及び「配偶者控除申告書」は、次の場合により提出してください。
- (1) あなたの年中の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」及び「配偶者控除申告書」の順に提出してください。
- (2) 上記(1)以外で、あなたの年中の合計所得金額の見積額が500万円以上である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください（「配偶者控除申告書」を記載する必要はありません。）。
- 2 「特定基礎控除申告書」は、年末調整において特定基礎特別控除の適用を受けようとする場合に提出してください。
- 3 「所得金額控除申告書」は、年末調整において所得金額控除の適用を受けようとする場合に提出してください。
- なお、あなたの年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が950万円以上である場合は「所得金額控除申告書」の「要件」欄の各項目のすべてに該当しない場合には、所得金額控除を受けることはできません。
- 5 「配偶者控除申告書」、「特定基礎特別控除申告書」及び「所得金額控除申告書」の「個人番号」欄については、一定の条件下で、マイナンバー（個人番号）の記載が必要となる場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- 6 非居住者^(注)である親族について配偶者（特別）控除又は特定基礎特別控除を受けようとする場合は、その親族に関する「配偶関係書」及び「扶養関係書」を提出し、又は扶養の必要がありません。詳しくは、国税庁ホームページに掲載されている「非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方」をご覧ください。
- (注) 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続き1年以上国内に住所を有しない人を入ります。
- ※ 非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方

各申告書の合計所得金額について

各申告書の「本年中の合計所得金額の見積額」欄の記載に当たっては、国税庁ホームページに掲載している「合計所得金額の計算について」をご参照ください。



◆給与所得者の基礎控除申告書◆

- 1-1 申告についての注意
 あたなの年中の合計所得金額の見積額が2,500万円を超える場合には、基礎控除の適用を受けることができます。
- 2-1 記載についての注意
 「あたなの中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額」欄により計算した合計所得金額の見積額に基づき「判定」欄にチェックを付け、その該当する控除額 (95万円、88万円、68万円、63万円、58万円、48万円、32万円又は16万円)を「基礎控除計算」欄に記載してください。
 なお、「判定」欄にチェックを付した項目が(A)～(C)に該当する場合は、その該当する区分(A～C)を「区分1」欄に記載してください(「配偶者控除申告書」を記載する必要がある場合は、「区分1」欄の記載は必要ありません。)。
- ◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆**
- 2-1 申告についての注意
 (1) あたなの中の年中の合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合はまたあなたの配偶者の中の年中の合計所得金額の見積額が133万円(給与所得者の場合は、給与の収入総額が125,999円)を超える場合には、配偶者(特別)控除の適用を受けることができます。
 (2) あたなが配偶者が、あなた以外の所得者の扶養親族として特定親族とされる場合、青色事業専従者として給与を支払われる場合は青色事業専従者に該当する場合には、配偶者(特別)控除の適用を受けることができます。
 (3) 夫婦の双方がともに配偶者特別控除の適用を受けることができます。
- 2-2 記載についての注意
 (1) 「配偶者の年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額」欄により計算した合計所得金額の見積額に基づき「判定」欄にチェックを付け、その該当する区分①～④を「区分1」欄に記載してください。
 (2) 「基礎控除計算」の「区分1」欄(A～C)及び申告書の「区分2」欄①～④にそれぞれ該当する区分を「控除額の計算」の表に当てはめずめた控除額と「配偶者の年中の収入」欄又は「配偶者特別控除」欄に記載してください。
 (注) 「基礎控除申告書」の「区分1」欄(A)に該当しない場合は「配偶者(特別)控除」の適用を受けることができます。
 ①～④に該当しない場合は、配偶者(特別)控除の適用を受けることはできません。
 (3) 非居住者である配偶者について配偶者(特別)控除の適用を受けようとする場合、「非居住者である配偶者」欄に○印を付け、「生計を一にする事実」欄に本年におけるその配偶者に送金等した金額の合計額を記載してください。

◆給与所得者の特定親族特別控除申告書◆

- ①「特定親族」とは、あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（児童福祉法の規定により養育を委託されたいぬきの子や里子など、配偶者、養育事業従事者として給与を支払っている者及びひきこもり等従事者を除きます。）で、合計所得金額が58万5千円以上23万以下（給与所得だけの場合は、給与収入金額が123万円を超えて127万5千円以下の人）の人をいいます。
- ②あなたの親族が、2人以上の所有する特定親族に該当する場合には、その親族は、これらの所有者のうちいずれか1人の特定親族のみを該当するものとします。この場合にも特定親族特別控除の適用を受けることができる場合があります。また、同一関係ホームページに掲載している「記載のしかた」をご確認ください。（この申告書裏面の二次元コードからもご確認ください。）
- ③記載についてのご注意
- 「特定親族の本年中の合計所得金額の控除額」欄に記載した金額を「控除額の計算」の表に当てはめて求めた控除額を「特定親族特別控除額」欄に記載してください。
- ④非居住者など親族について特定親族特別控除を受ける場合には、「非居住者等特定親族」欄に印を付け、「生計を一にする事実」欄に本年中にその親族に送金等した金額の合計額を記載してください。

◆所得金額調整控除申告書◆

- 4-1 申告についてのご注意
- ① 本人の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合には、所得金額調整控除を受けることができます。
- ② 所得金額調整控除は、夫婦共働き世帯のように同一世帯に所得者が2人以上の場合において、特別障害者または扶養親族1人にとり、同一世帯内のおよび1人しかいない世帯内の人と通算しあうという制度があります。したがって、夫婦ともに給与の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に23歳未満の扶養親族である子が1人いるような場合には、その夫婦双方が、この控除を受けることができます。
- ③ 年末調整における所得金額調整控除の額については、23歳の給与の支払者「扶養控除等申告書」の提出を受けた給与の支払者が計算することとなります（最大15万円）。
- ④ 所得金額調整控除申告書の2の用語の説明は次のとおりです。

イ 特別障害者
次の1～5に該当する人を含む。

- 次のいずれかに該当する人を入ります。
- 精神上の障害により事理を弁識する能力が欠く状況にある人
 - 精神保健指定医などから重度の知的障害者と判定された人
 - 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のうち、障害等級が1級の人
 - 身体障害者手帳に身体上の障害があるとして記載されている人のうち、障害の程度が1級又は2級の人
 - 戦傷病者等補償に該当する人の子供のうち、障害の程度が施設法附表1号1表ノ2の特別重症から第三重症までの人
 - 原子弾爆被害者に対する救済に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人
 - 常に病床を要し、介護を要する人
 - 精神上は身体上は年齢65歳以上（昭和36年1月1日以前出生）の人で、その障害の程度が③、④又は⑤に該当する人と同程度であるとして市町村長、特別区の区長や市長の所長の認定を受けている人
- 同一生計配偶者
- あなと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、本年中の合計所得金額の見積りが58万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が123万円以下）の人を入ります。
- △ 扶養親族
- あなと生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、本年中の合計所得金額の見積りが58万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が123万円以下）の人を入ります。
- なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人ホームで、あなと生計を一にし、本年中の合計所得金額の見積りが58万円以下の人も扶養親族に含まれます。
- 4-2 所得控除調整控除の注意
- ① 所得控除調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族名等」及び「特別障害者」欄にその該当する者について記載してください（該当者が複数いる場合は、いずれか1名を記載することと差し支えありません。）。
- ② 「特別障害者」欄の「特別障害者」に該当する事実・欄には、障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月、障害の程度（障害の等級）などの特別障害者に該当する事実を記載してください（特別障害者に該当する人が「扶養親族等申告書」に記載している特別障害者と同一である場合には、特別障害者に該当する事実の記載に代えて「扶養親族等申告書」とおり）にチェックを付けることと差し支えありません。）。

誤検針、入力ミス、誤請求リスクを回避

ハ カ ル エーアイ

メーター読取「haku.ai byGMO」

スマホで撮るだけ。簡単検針 今こそAIで業務改善！

「haku.ai byGMO」は、どうしてもミスの起こりやすい検針作業と手間のかかる確認作業をサポートする、メーター検針の改善に特化した業務支援サービスです。

使い方はとっても簡単。スマホアプリでメーターを撮影するだけ。数秒後には写真から読み取った検針値とメーターの画像がそのまま台帳に自動保存されます。

台帳はパソコンのウェブブラウザでも同時に閲覧ができるため、紙台帳を持ち帰る待ち時間も不要になります。ペーパーレス化と品質向上、作業時間の圧縮を同時に叶えるhaku.aiの検針を、ぜひご体験ください。



詳しくは
ウェブサイトで
チェック>>>



www.haku.ai

サービスの特長

- 初期費用無料。月額が 11,000 円 + 220 円 × メーター数～
- Excel 帳票に連携できるオプションメニューあり
- メーター値と画像は同時に保存。メモも残せる
- 使用量・前月比%もスマホ画面に瞬時に表示
- チェック形式の点検も記録・保存ができる
- 電波のない場所でも利用可

GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社
TEL 0800-1234-250 (平日10:00～18:00)

※掲載製品の性能等についての説明内容は、当該賛助会員からの情報です。

情報募集
(掲載料無料)

賛助会員の皆様からおすすめ情報を募集いたします。奮ってご応募ください。

▶ 詳細は当協会事務局 pr@tokyo-bm.or.jp までご連絡ください。

理事会報告

正会員3社、賛助会員2社の入会を承認

■日時 令和7年9月2日（火）午後3時～午後3時55分
■開催場所 ビルメンテナンス会館4階会議室
■理事・監事数 理事23名、監事3名
■出席者 理事23名、監事1名

■審議事項

第1号議案 入会の承認について

その1 正会員 高層ビルサービス株式会社
その2 正会員 株式会社ザイマックス

その3 正会員 DC株式会社
その4 賛助会員 ビューローペリタスジャパン株式会社
その5 賛助会員 株式会社ブロードエンタープライズ

第2号議案 継続入会の承認について
第3号議案 特定費用準備資金等取扱規則の制定について
第4号議案 役員賠償責任保険への加入について

Photo:コスモス

1 会長あいさつ 佐々木会長

9月に入っても猛暑が続いており、熱中症によって搬送される方も多くなっている。皆様方、従業員の方々も十分ご注意ください。

先般の参議院選挙で自民・公明が少数与党となった。野党との連携がどうなっていくのか、自民党内の政局はどのように動くのか。そんな中で日米の関税問題については大詰めを迎えている。今後の石破総理の進退について目が離せない状況にある。

東京都の最低賃金については、63円増の1226円となった。過去最大の上げ幅であり、ビルメンテナンス業界にとっては大きな影響がある。今後、行政への働きかけを強化する必要性を感じている。雇用関連の各種補助金を活用するなど、皆さんの知恵を結集して乗り切ってまいりたい。

本日は入会審査など4議案についてご審議いただき。積極的な議論をお願いしたい。



2 審議事項

第1号議案 入会の承認について

榎本総務委員長

その1 正会員

高層ビルサービス株式会社

その2 正会員

株式会社ザイマックス

その3 正会員

DC株式会社

その4 賛助会員

ビューローペリタスジャパン株式会社

その5 賛助会員

株式会社ブロードエンタープライズ

標記5社の入会について提案説明があり、それぞれ全会一致で承認された。

■提案説明

その1 高層ビルサービス株式会社は、昭和46年6月に設立され、ガラス清掃を中心に事業を行ってきた。今後、一般清掃分野における研修、外国人材活用、機械化による省力化などに取り組んでいくため、入会を希望している。推薦会社は、ウイズ株式会社である。

その2 株式会社ザイマックスは、昭和57年にリクルートのビル事業部として創設された後、平成12年にMBOにより会社設立され、主にビルメンテナンスの総合管理を行ってお

り、既に大阪協会の会員である。今般、都内事業者との関係強化を目的に入会を希望している。推薦会社は、株式会社ザイマックススラである。

その3 DC株式会社は、平成4年11月に設立され、清掃業を中心に事業を行っており、外国人従事者向けのオンライン研修動画サービスにも取り組んでいる。今後、都内の同業他社との関係強化を目的に入会を希望している。推薦会社は、株式会社ジャレックである。

その4 賛助会員、ビューローベリタスジャパン株式会社は、1828年にベルギーで発祥し、昭和28年にフランス船級協会検査員事務所日本支社として設立された。平成14年に建築認証部門が日本法人として独立し、建築認証事業、電気保安点検業務、ISOの認証などの事業を行っている。今般、事業の拡大を目的に入会を希望している。推薦会社は、株式会社ミザックである。

その5 賛助会員、株式会社ブロードエンタープライズは、平成12年12月に大阪でマンション向けインターネットサービスプロバイダーとして設立され、平成17年に東京に進出した。今般、建物への設備導入や修繕を実施する際に、初期費用をゼロ円にて実施できるファイナンススキーム「BRO・ZERO」の販路拡大を目的に入会を希望している。推薦会社は、株式会社メイプルリビングサービスである。

第2号議案 継続入会の承認について

榎本総務委員長

その1 正会員

株式会社日商インターライフ

その2 正会員

三洋環境株式会社

標記2社の入会について提案説明があり、それぞれ全会一致で承認された。

■提案説明

その1 正会員、株式会社日商インターライフは、会員であったファシリティーマネジメント株式会社と令和7年6月にグループ内合併をした。今般、存続会社となる同社から継続入会の申込みがあった。

その2 正会員、三洋環境株式会社は、令和7年7月に会員であったサンリツテクノス株式会社を吸収合併した。今後もビルメンテナンス業を行うことから、継続入会の申込みがあった。

第3号議案 特定費用準備資金等取扱規則の制定について

榎本総務委員長

標記の件について提案説明があり、全会一致で承認された。

■提案説明

令和7年8月5日に東京都の立入検査を受けた中で、都から特定費用準備資金に係る規定が整備されていないため、至急整備するようにと指導があった。当協会においては、長期修繕積立預金に特定費用準備資金に該当する。本規則の提案については、弁護士のリールチェックを受けている。

定が整備されていないため、至急整備するようにと指導があった。当協会においては、長期修繕積立預金に特定費用準備資金に該当する。本規則の提案については、弁護士のリールチェックを受けている。

第4号議案 役員賠償責任保険への加入について

榎本総務委員長

標記の件について提案説明があり、全会一致で承認された。

■提案説明

当協会では、役員に対する損害賠償請求に備える保険に加入していなかったため、今後役員の皆様が安心して業務を行っていただけという賠償責任保険へ加入する。加入する保険は全国協会と同じく、公益法人協会が募集する団体保険であり、補償額は1億円である。被保険者は協会の全ての役員となり、年額保険料は19万5000円である。

3 報告事項

(1) 全国協会報告 梶山東京地区本部長

ア 2025年定時総会等

全国協会の定時総会では、すべての議案に

ついて原案どおり承認された。東京協会からは、質疑応答の中で2点の意見と要望を行った。来年の定時総会は、7月に広島市で開催される。

定時総会後の臨時理事会で、2025（2027）年の会長に当協会の佐々木会長が、直前会長に一戸名誉会長が、監事に小茅理事が、それぞれ選任された。また、東京地区本部長には梶山副会長が、副地区本部長及び建築物管理訓練センター評議員には榎本理事が、それぞれ推薦され、就任した。

イ 第56回実態調査等の実施

ビルメン事業者の経営・労務状況などを調査する業界唯一の総合調査であり、9月下旬に調査票を送付する。信頼性の高いデータとするために、回答率向上にご協力いただきたい。

ウ ビルメンヒューマンフェア&

クリーンEXPO2025の開催

11月19日から21日までの3日間、10時から17時まで、東京ビッグサイトの西展示棟にて開催する。多くの皆様にご来場いただきたい。

(2) 委員会報告

ア 総務委員会

榎本委員長

令和6年3月に破産した元会員の破産管財人から破産手続廃止決定の連絡を受けたため、滞納会費額3万6000円を償却する。

第15回定時総会は、出席総数382社によって全議案承認された。

第59回優良従業員表彰式の被表彰者は、172社716名であった。

全国協会からビルメンヒューマンフェア&クリーンEXPO2025の共催名義の使用依頼があったので、承諾をした。

イ 労務委員会

森井委員長

今年の労働安全衛生大会は、10月10日午後2時からビルメンテナンส์会館で開催する。転倒、熱中症などの防止に業界全体で取り組んでいく旨の大会宣言、筑波大学・山田教授による高齢者の転倒予防に関する講演、労働基準局の広報キャラクター来場などを予定しているの、参加をお願いしたい。

7月7日に「職場の熱中症対策オンラインセミナー」を開催し、100名以上の参加があった。

東京都最低賃金が、10月3日から現行の

1163円から63円引き上げられ、1226円とすることが東京労働局より周知された。

昨年8月に東京労働局から転倒防止徹底の要請を受けてからの1年間、セミナーの開催等の取組を続けて、今年は昨年同時期に比べて発生件数が減少傾向にある。8月17日東京労働局を訪問し、これらの状況を安全課長に報告した。この間のご協力に感謝申し上げる。

10月8日に開催される「産業保健フォーラム」について、東京労働局から後援名義の使用依頼があり、承諾した。

ウ 厚生委員会

鷹巣委員長

10月18日に第22回日帰りバス旅行「小江戸さわら舟めぐりとやきいもミュージアム見学」を実施する。

11月7日に第9回ボウリング大会を高田馬場グランドボウルで実施する。

今年度の東京都交響楽団演奏会招待事業は、7月24日に第70回、9月3日に第71回を実施、次回12月18日については10月から募集を開始する。

エ 経営研究委員会

梶山委員長

8月25日に東京都財務局との意見交換会を実施した。協会からは委員を含めた9名が、東京都からは契約第二課長や契約調整担当課長などが出席した。当日は、要望書を手交す

るとともに、昨今の物価上昇などによる契約金額の変更、ゼロ都債の活用拡大、熱中症などの労働災害対策などについて議論が行われた。

オ 広報委員会

吉澤委員長

令和7・8年度委員会等の組織一覧については、今期よりPDFデータとして各役員・委員等へ後日お届けする。PDF化によって随時更新が可能となる。

カ 建築物衛生管理委員会

谷川委員長

11月13日にノンワックス床材のメンテナンスをテーマにしたセミナーを開催する。メーカー及び関連団体へのアンケート調査結果、委員とワックスメーカーによるパネルディスカッション、各社ワックス製品の特徴や床材に適合する商品の紹介などを通して、メンテナンスのポイントを紹介する予定である。

キ 建築物施設保全委員会

鈴木委員長

10月16日に東京電力パワーグリッド株式会社の施設の見学会を実施する。東京23区エリアを監視・制御している大規模な電力供給所を見学することで、安定した電気を届けるための対策について学びたい。

ク 障がい者等自立支援委員会

工藤委員長

東京都教育庁の依頼により、清掃技能検定の審査員4名及び清掃技能検定の上級技能講習会講師8名を派遣した。

8月22日に、夏休み企業見学会として、株式会社京王シンシアスタッフの見学会を実施し、18名の参加があった。

(3) 事務局報告

西海専務理事

ア 主な出来事(7・8月)

7月24日 全国協会定時総会
8月5日 東京都生活文化局立入検査

イ 今後の予定

10月7日 三役会
10月10日 労働安全衛生大会
11月4日 三役会、東京地区本部会議
第146回理事会
12月2日 三役会、役員等懇親会
令和8年
1月9日 三役会、第147回理事会
新年賀詞交歓会
2月3日 三役会
3月3日 三役会、東京地区本部会議
第148回理事会

ウ 会員数の推移

正会員515社、賛助会員69社

(令和7年9月1日現在)

エ 東京都生活文化局による立入検査

8月5日に都民生活部管理法人課公益法人担当による検査が行われ、書類内容の点検、事務局職員への質問などを実施した。重大な違反事案はないが、特定費用準備資金に関する規定の不備を指摘されたため、本日の理事会で必要な規定を整備した。



令和8年度東京都予算要望 ビルメンテナンス業関係施策

— 東京都所有の建築物の維持管理に関する要望 —

令和7年8月25日

公益社団法人東京ビルメンテナンス協会

先般のコロナ禍を受け、ビルメンテナンス業の従事者は、社会の維持に不可欠な「エッセンシャルワーカー」として公に認知されました。

令和5年5月に感染症法上の位置づけは5類へと移行されましたが、衛生的で安全な環境の確保を求める都民の声には依然として大きなものがあります。

一方、エネルギー価格や物価の高騰、短時間労働者への社会保険適用の拡大などに加え、慢性的な人手不足や最低賃金の大幅な上昇など、業界を取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。

この間、令和6年12月20日、総務省自治行政局行政課長から各都道府県や区市町村等の契約担当に対し、「労務費、原材料費、エネルギー

コスト等の適切な価格転嫁について」という通知が発出され、重点支援地方交付金も活用し、公共調達における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な価格転嫁を図るよう、示されたところです。

続いて、令和7年2月28日には、「ビルメンテナンス業務の公共調達における令和7年度建築保全業務労務単価の活用等について（通知）」により、今後発注を行うビルメンテナンス業務の予定価格については、当該の労務単価を活用するよう依頼されています。

各通知を踏まえ、ビルメンテナンス業務に関する契約の適正化と必要に応じた契約金額の迅速な変更について取り組んでいただくよう要望いたします。

ビルメンテナンス業は、建築物における衛生的で安全な環境の維持発展に取り組む中で、省的エネルギー・温暖化ガスの排出削減、高齢者・女性・障害者の雇用促進などにも大きく貢献しております。業界の健全な発展と担い手の育成確保のため、令和8年度東京都予算におきまして、下記事項の実現に特段のご配慮をいただきますよう、業界を代表してお願い申し上げます。

1 十分な予算の措置及び 契約期間途中での契約 金額変更等について

品確法が示すように、良好な品質の確保、適切な施設管理は、施設・設備のライフサイクルコストの削減に大きく寄与することが見込まれるため、引き続き以下の事項について要望します。

(1) 前文に記載のとおり、庁舎、公共施設等の管理に係るビルメンテナンス業務に関する契約の履行確保を図る観点から、適切な予算計上を行うとともに、最低賃金の年度途中の引上げ等も見込んだ適正な予定価格を設定していただきたい。

(2) 複数年契約案件において建築保全業務労務単価などが変更された際、東京都においては旧労務単価から新労務単価に改定するための契約変更を認めていただけないケースが一部にある旨側聞しております。東京都関係部局や各区などでも労務費等のコスト上昇への対応については「スライド条項」として、特に複数年にわたる契約に

ついて導入または検討する動きが見られます。適切な契約変更へのご対応を検討いただきたい。

(3) 万一、業務委託入札に最低制限価格制度を導入する場合には、予め本協会と十分に協議するとともに、技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じないよう、十分な配慮をお願いしたい。特に、労働集約型業務であるビルメンテナンス業務の人員費割合は85%程度と言われており、深刻な人手不足の中、安定した業務の品質を確保できるよう、最低制限価格は予定価格の85%以上で設定していただきたい。

2 総合評価制度の 拡充について

総合評価制度については、これまでも品質重視のために改善いただけてきましたが、令和5年2月24日付で環境配慮契約法基本方針の変更閣議決定もなされています。引き続き以下の事項について要望します。

(1) 総合評価方式適用案件は徐々に増加しておりますが、依然として都の入札案件における割合は低く、価格競争が中心になっており、結果的に低価格入札も生じております。一定金額以上の案件については総合評価方式かつ複数年契約とするよう検討の上、各局にもご指導いただきたい。

(2) ゼロ都債の活用による入札時期の前倒しを実現していただき感謝申し上げます。しかし、現状は一般競争入札案件が多く見受けられます。入札時期の前倒しによる品質確保の効果が真に発揮されるのは、複数年にわたる総合評価案件であると考えます。引き続き案件拡大に取り組んでいただきたい。

(3) 前述の2月24日付閣議決定に「建築物の維持管理に係る契約に当たっては、エコチューニング等を活用し、エネルギー消費量等のデータ計測・分析及び分析結果を反映した運用改善を実施事業者に求めるものとする」とあります。政策的評価項目については、エコチューニング認定事業者であることや、エネルギーマネジメントシステム(ISO50001)、インスペクター

等の資格者の保有状況、セキュリティに関する認定（ISO27001）、本協会加盟の有無等についても加算要素としていただきたい。

（４）総合評価方式の適用案件については、清掃業務、警備・受付業務に加え、設備管理についても価格上限を設定していただきたい。

（５）総合評価方式に中小業者が参入する方式として「事業協同組合」の活用を考慮しておられますが、個別発注案件に対応するために事業協同組合を設立するのは期間や経費等の観点から現実的でないと思われます。中でも、一定規模以上の総合管理案件においては、異なった業態の業者の協同が有効であることから、JVでの入札参加についてご検討いただきたい。



3 契約内容の履行確保と入札参加資格の審査について

委託業務の品質確保を図るため、十分な専門知識・経験のない業者が受託して建物・設備の機能を損なうことのないよう、また、公正な競争を確保するため、入札参加資格の厳格な審査及び履行状況の評価に関し、以下のとおり要望します。

（１）入札参加申請に関し、不正な申請を防ぐため、落札者を対象に、公共工事の経営事項審査に準じ、決算報告書と共に確定申告書の写しを添付させ、契約実績についても特に清掃・設備・警備に関して売上の半分以上の契約書の写しを添付させるよう要望します。

（２）業者指名の段階では、適切な履行能力の有無を審査するとともに、十分な積算能力がない業者の参加を防いでいただきたい。

（３）入札参加の際には、入札金額の根拠となる積算資料（直接人件費、法定福利費、

直接物品費、業務管理費、一般管理費等の内訳）の提出を求めているいただきたい。

（４）入札参加資格者の社会保険の加入について、東京都社会保険労務士会への委託事業として、全数確認をいただいたことに感謝申し上げます。調査の結果、不適切な業者がいた場合には、厳正な対処を行っていただきたい。

（５）業務委託の品質の向上を図るため、評価結果の一般への公表について引き続き検討していただきたい。また、令和元年12月に東京都が公表した「準備契約案件における落札後辞退に関する注意事項」については、引き続き徹底をお願いしたい。

4 障害者雇用の促進について

当協会は、都立知的障害特別支援学校生徒等を対象にした自立支援事業、卒業生のビルクリーニング業への就労支援にも取り組んで

います。障害者雇用を促進する入札・契約制度をより実践的なものとするため、以下の事項について関係各局を適切にご指導いただくよう要望します。

(1) 障害者雇用促進モデル入札案件については、昨年、常用雇用につながる大型案件の入札を実施していただき、感謝申し上げます。しかし、障害者の勤務日数や勤務時間が少ない案件が依然として大宗を占め、障害者雇用のモデルにはなり得ないものもみられます。障害者の常用雇用につながる契約をさらに増やすとともに、危険な作業を伴う契約は除外するなど、真に障害者雇用の拡大につながる内容の入札を実施していただきたい。

(2) 入札参加資格定期受付に当たり、障害者雇用率についての段階的加点は導入いただきましたが、法定雇用率が2024年4月以降段階的に引き上げられる中、上限が5点のままであるため、配点の比重の拡大を図っていただきたい。

(3) 入札参加資格定期受付の際の審査事項における加点対象、総合評価制度における

政策評価項目以外でも、障害者雇用率が加点要素となる仕組みづくりを検討いただきたい。

5 労働災害対策について

当業界は高齢者雇用が進んでいることや屋外や空調の効いていない場所での作業も多いことから、熱中症による労働災害が多数発生しています。

東京都財務局からもビルメンテナンス業を含む「業務委託等契約受託者の皆様へ」として、「東京都発注業務委託等契約における熱中症予防対策のお願い」が令和7年5月に発出され、熱中症予防対策の徹底が求められています。

令和7年6月1日には労働安全衛生規則が改正され、熱中症の重篤化を防止するため、「体制の整備」、「措置実施手順の作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられました。事業者が熱中症対策を適正に行わなかった場合には、6ヶ月以下の拘禁刑又は

50万円以下の罰金という罰則（労働安全衛生法第119条）が措置されています。

会員企業においても、冷却機能を持つ作業やWBG T計、水分・塩分補給に係る消耗品等の導入が求められています。予算計上の際には、熱中症対策のための経費も含めた適切な計上をいただきたい。

以上



ビルメンテナンス会館 貸会議室のご案内



- ◆西日暮里駅すぐの会場で展示会、セミナー、研修等の様々なビジネス利用が可能
- ◆東京協会会員は特別価格(35%割引)でご案内
- ◆清掃・警備・設備管理の充実した研修設備
- ◆ビルクリ検定と同じ設備で実践的な試験対策と練習を実現

会議室一覧

(税込)

室名		面積	9~12 時	13~17 時	9~17 時	時間外 1時間当たり
B1研修室	全室	174㎡	24,420円	32,560円	65,120円	8,140円
2F研究室	全室	304㎡	47,850円	63,800円	127,600円	15,950円
	201	120㎡	18,810円	25,080円	50,160円	6,270円
	202	152㎡	29,040円	38,720円	77,440円	9,680円
3F研究室	全室	304㎡	47,850円	63,800円	127,600円	15,950円
	301	120㎡	18,810円	25,080円	50,160円	6,270円
	302	152㎡	29,040円	38,720円	77,440円	9,680円
4F会議室	全室	204㎡	32,010円	42,680円	85,360円	10,670円
	401	63㎡	9,900円	13,200円	26,400円	3,300円
	402	63㎡	9,900円	13,200円	26,400円	3,300円
	403	78㎡	12,210円	16,280円	32,560円	4,070円

参考例

会員企業様が2F研修室全室を1日利用して清掃の自社研修を行う場合

オプション資機材一覧

- ◎会議室料金(2F研修室 全室 1日)
127,600円×35%(会員割引)=82,940円
- ◎清掃資機材料金 8,800円
- ◎1回あたり計 82,940円+8,800円=91,740円(税込)

- プロジェクター ●清掃資機材一式
- 警備資機材一式
- 高圧・特別高圧電気受変電盤
- 研修用模擬分電盤



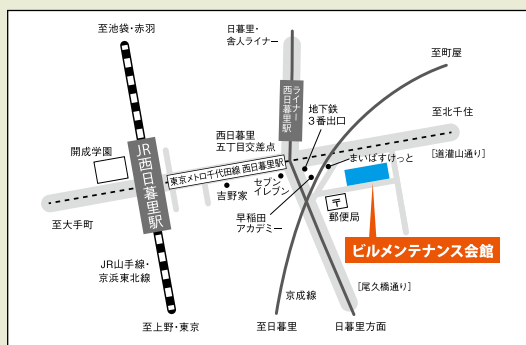
アクセス 東京都荒川区西日暮里5-12-5 ビルメンテナンス会館
JR西日暮里駅 徒歩3分
東京メトロ西日暮里駅 徒歩1分
日暮里舎人ライナー西日暮里駅 徒歩2分

●ご検討の際は、下記連絡先までご相談ください。

公益社団法人東京ビルメンテナンス協会 事務局

Email:kaikan-yoyaku@tokyo-bm.or.jp TEL:03-3805-7555

詳細はこちら <https://www.tokyo-bm.or.jp/seminar/kaikan.html>



社会の主な出来事



7・16	日産自動車が追浜工場の2020年閉鎖を発表	7・29	武庫川女子大が共学化を正式決定	8・12	追悼式典が開催 国家公務員技術系の定員割れ2年連続	8・29	め提訴 タイ憲法裁判所が首相を倫理違反で解職命令
7・17	中国がスパイ罪でアステラス製薬社員に懲役3年6カ月の判決	7・30	ロシア・カムチャツカ半島でM8・7の地震が発生し日本に津波警報	8・13	大阪メトロ中央線の運転見合わせで大阪・関西万博の来場者が足止め	8・30	インドネシアで国会議員の高額な住宅手当に反発した市民がデモ
7・18	千代田区がマンション転売5年規制を事業者に要請	8・1	山手線の初乗り運賃10円値上げを国交相が改定認可	8・14	知床・羅臼岳で登山者がヒグマに襲われる	8・31	元ウクライナ最高会議議長が銃撃され死亡
7・19	大リーグで活躍したイチロー氏が米野球殿堂入り	8・2	埼玉県行田市で下水管点検中の作業員4人が死亡	8・15	終戦の日を迎え、全国戦没者追悼式実施	9・1	セブン&アイHDがイトーヨーカドーなどを米ファンドに売却
7・20	第27回参議院選挙で自民・公明が大敗し少数与党に	8・3	全英女子ゴルフで山下美夢有が初優勝	8・16	米口首脳がアラスカの米軍基地で会談	9・2	自民党が参院選総括を公表し党四役が辞任
7・21	石破首相が参院選大敗でも続投を表明	8・4	最低賃金を平均63円引き上げる方針が中央最低賃金審議会で決定	8・18	大阪・道頓堀の火災で消防隊員2人が殉職	9・3	中国で戦勝80周年軍事パレード、口朝首脳が出席
7・22	日米関税交渉が合意し相互関税25%から15%に引き下げ	8・5	群馬県伊勢崎市で41・8度を観測し国内史上最高気温を更新	8・19	随意契約の備蓄米を9月以降も販売容認へ	9・4	日米関税協議が合意文書締結で決着
7・23	日EU首脳が経済「競争力連合」発足を発表	8・6	広島原爆投下から80年、全国で平和式典が開催	8・20	石破首相がインド洋・アフリカ経済圏構想を発表	9・5	台風15号の影響を受け静岡県牧之原市で突風被害
7・24	タイとカンボジアが国境係争地で軍事衝突	8・7	大川原化工機冤罪事件の検証結果が公表され、警視総監が謝罪	8・21	米国とEUが貿易合意で声明	9・6	大阪・関西万博の来場者が2025万人を突破
7・25	大型テーマパーク「ジャングリア沖縄」が開業	8・8	鹿児島県に大雨特別警報を発表	8・22	第107回全国高校野球選手権大会で沖縄尚学が初優勝	9・7	プロ野球の阪神タイガースが2年ぶりのセ・リーグ優勝
7・26	欧州宇宙機関の火星探査機が地下水の痕跡を検出	8・9	長崎原爆投下から80年、追悼式典が実施	8・23	非常戒厳めぐり韓国前首相の逮捕状を請求	9・8	石破首相が辞任を表明
7・27	大相撲名古屋場所で琴勝峰が初優勝	8・10	広陵高校（広島）が高校野球選手権大会2回戦からの出場辞退	8・24	関税影響で米国向け郵便物を一部引き受け停止を発表	9・9	フランスのバイル内閣が総辞職
7・28	埼玉県知事がトルコとのビザ免除協定の一時停止を要望	8・11	日航123便墜落事故から40年、手権大会2回戦からの出場辞退	8・25	参院選比例代表で報酬約束による買収容疑で6人逮捕	9・10	伊東市長が議会を解散、学歴詐称問題で信任問う
		8・26	「再生の道」の石丸氏が9月の代表退任を表明	9・11	米国で右派政治活動家が銃撃され死亡	9・11	米国で右派政治活動家が銃撃され死亡
		8・27	フジテレビが計50億円の賠償求	9・12	100歳以上の高齢者が9万9763人で最多を更新	9・12	100歳以上の高齢者が9万9763人で最多を更新
		8・28		9・13	東京で34年ぶりの開催となる世界陸上が開幕	9・13	東京で34年ぶりの開催となる世界陸上が開幕

外国人の雇用・採用を 全面的にサポート

人・企業・国をつなぎ喜びを創造する

創業より 25 年間、外国人人材のご提案を行っております。日本の多文化共生社会を実現すべく、外国人人材の採用・雇用・定着を積極的にご検討の企業様と日本に希望を持って働く外国人の方々をワンストップでサポート致します。外国籍人材の受入れに課題感のある企業様にも豊富な経験に基づき、最適なお提案を致します。

ビルクリーニング・ビル管理会社様実績（現在）

派遣	オフィスビル・社員寮・娯楽施設商業施設・学校・病院・マンション・ショッピングモール
	外国人（日本人・永住者・定住者・日本人の配偶者・留学生・特定活動 等）
紹介	現場責任者・事務職・現場作業スタッフ
	日本人（勤務経験 10 年以上・課長職・主任職 等）
特定技能	関東・東北・関西・北陸エリア
	外国人（特定技能ビルクリーニング試験合格者・国内清掃経験者）



初期費用が不要な完全成功報酬型



株式会社マックス TEL:03-6424-4000

<https://max-kyujin.com/>



※掲載製品の性能等についての説明内容は、当該賛助会員からの情報です。

情報募集 (掲載料無料)

賛助会員の皆様からおすすめ情報を募集いたします。奮ってご応募ください。

▶ 詳細は当協会事務局 pr@tokyo-bm.or.jp までご連絡ください。



各会員企業様の最新情報につきましては、10月1日発行の
「令和7年度 会員名簿」にてご確認ください。

厚生労働省「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

エイジフレンドリー補助金は、中小企業事業者を対象に高齢者を含む労働者が安心して安全に働くことができるよう、熱中症防止対策（体温を下げるための機能のある服の導入を含む）をはじめ、転倒防止や腰痛予防のための運動指導などの取組に対して補助を行うものです。

交付には審査があります。
要件などの詳細は厚生労働省の
ホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html

補助金についてのお問合せは
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」まで

<https://www.jashcon-age.or.jp/>
電話：03(6381)7507

対象となる中小企業事業者の範囲

サービス業

常時使用する労働者数：100人以下

資本金又は出資の総額：5,000万円以下

補助金申請
受付期間

令和7年10月31日（金）まで

支払請求資料提出期限 令和8年1月31日まで

※【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中でであっても申請受付を終了することがあります。転倒防止・腰痛予防のための運動指導コースは予算額に達したため申請を締め切りました。

広報誌

Network
Tokyo
ネットワーク東京

令和7年10・11月号（第622号）

公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会
〒116-0013
東京都荒川区西日暮里5-12-5 ビルメンテナンス会館
電 話 03-3805-7555 (代) F A X 03-3805-7550

発行人：佐々木浩二 編集人：吉澤 幸夫

編集・制作：広報委員会

広報委員会 STAFF

■委員長

吉澤 幸夫

■委 員

里見 貴弘 庄司 和明 鈴木 英司

藤井 智宏 宮下 洋介

委員五十音順

公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会への

**入会希望会社を
ご紹介ください**



情報提供、人材育成、交流活動……
会員特典あります。

当協会にご入会いただくと、同時に全国BM協会の会員となり、双方のサービスをご利用いただけます。

- 特典1：公益社団法人の会員であることの証明
- 特典2：講習会・研修会への受講割引・無料参加
- 特典3：求人サイト「東京ビルメンお仕事さがし」無料掲載
- 特典4：業務・技術・法令などの業界最新情報の提供
- 特典5：協会主催催事への参加による会員交流
- 特典6：ビルメンテナンス会館の施設の利用割引

■お問い合わせ先

公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会 事務局（担当：森）

求人サイト「東京ビルメンお仕事さがし」 をご活用ください

(公社)東京ビルメンテナンス協会では、株式会社アイデムと連携し、ビルメンテナンス業に特化した求人サイト「東京ビルメンお仕事さがし」を運営しています。

本サイト活用のメリット

1. 清掃業、警備業、設備管理業、その他ビルメンテナンス業に関連した求人のみを掲載
2. 当協会の会員は掲載料金が無料
3. 求人検索エンジン「Indeed」にも求人が掲載され、検索数や応募数が大幅に増加

求人募集の手段として、是非ご活用ください。



サイトイメージ

求人掲載
申込方法

▼当サイトご利用に関する詳細やお申込みはこちら

<https://www.tokyo-bm.or.jp/service/oshigoto.html>

※お申込み後、業務提携をしている株式会社アイデムの担当者から詳細説明の連絡が行きます。



求人情報
掲載料金

【会員】 無 料

※1社につき同時に10件まで求人掲載可

【一般】 1件あたり 33,000円(税込) / 月

※1社につき同時に3件まで求人掲載可

「東京ビルメンお仕事さがし」は下記URLよりご確認ください。

<https://www.tokyo-bm-recruit.jp/>

※本サイトで求人情報を掲載すると、求人検索エンジン「Indeed」等でも表示されます。



勤務地や給与、勤務時間等の条件を絞り込んで検索可能です。

条件を選んで探す 条件を選択し検索してください。

勤務地	都道府県を選択
職種	☐ 清掃のお仕事 ☐ 警備のお仕事 ☐ 設備管理のお仕事 ☐ 事務のお仕事
雇用形態	☐ 正社員 ☐ 契約社員 ☐ パート・アルバイト
求むスキル	☐ 経験1,200円以上 ☐ 経験10,000円以上 ☐ 経験12,000円以上 ☐ 月給25万円以上 ☐ 月給30万円以上 ☐ 社会保険あり ☐ 車通勤可 ☐ 単身赴任可 ☐ 土曜出勤可 ☐ 土日祝休み ☐ 週1回～OK ☐ 週2回以内 ☐ 1日4H以内OK ☐ 深夜ワーク ☐ ワークOK

検 索

Point!

お近くの区市町村からお選びいただけます。

Point!

ご希望の働き方に合わせて求人を検索できます。



公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会

ごぞんじですか？

消防用設備等点検済表示制度

▶ 消防用設備等点検済表示制度とは

消防法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の点検が適正に行われたものに「点検済票（ラベル）」を貼付することにより、点検実施者の責任を明確にするとともに防火対象物の関係者、利用者などに維持管理が適正に行われていることを知らせるものです。

「点検済票」は、都道府県の消防設備協会に登録した表示登録事業者に交付されますが、東京都においては、公益財団法人東京防災救急協会が設置する「消防用設備等点検済表示管理委員会」の審査によって一定の要件を満たしていると認められた点検事業者を、表示登録事業者として認定し交付しています。

- | 目 的 | 点検済表示制度 |
|-----------|--|
| 1 目的 | ● 適正な点検の確保
● 点検実施者の責任を明確化
● 防火対象物関係者による確実な点検の履行促進 |
| 2 表示登録事業者 | ● 点検業務を継続的に行う経済的基盤を保有
● 点検に係る一定の補償基準の損害賠償責任保険に加入など |
| 3 点検済票の交付 | ● 一定の要件を満たしている点検事業者を、表示登録事業者として登録し、「点検済票」を交付 |
| 4 点検済票の貼付 | ● 「点検済票」は、消防用設備等の点検が適正に行われた証として消防用設備等に貼付
● 東京都用の「点検済票」は、東京都内の防火対象物のみに貼付 |



点検済表示制度



▶ 点検済票（ラベル）の種類 【点検事業者用】



消火器用



発信機用



消火器以外の設備用



安心のしるし、それが「点検済票」です。

■ 当協会では、新規表示登録事業者を募集しております。

なお、点検済票・表示登録事業者に関するお問合せは――



公益財団法人

東京防災救急協会

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-12 東京消防庁麹町合同庁舎内

TEL.03-3556-3702 FAX.050-3737-3719 HP <https://www.tokyo-bousai.or.jp>





スマート(賢い) クリーニングならマイティメイド

業務用

高効率

高機能

省エネ



コードレスドライバキューム

PowerTank IV

マイティメイド **パワータンク**

Cordless vacuum cleaners
Mightymaid

フルモデルチェンジで新登場!!

圧倒的な作業効率

シリーズ最大の吸引力

新バッテリーロック機構



連続作動
60/45分
標準/パワー
吸引モード

作動音
51/56dB
標準/パワー
吸引モード

※LV9N使用時

HEPA
フィルター対応
(オプション)

HEPA



Li-ion
リチウムイオン電池
はリサイクルへ

9
Ah



Clean Innovation Company
ペンギンワックス株式会社

本社・工場 大阪市東成区東中本3-10-14(〒537-0021) TEL06(6973)9131

ペンギンワックス 検索

東京支店 TEL 03(3387)9381
名古屋支店 TEL 052(824)1711
大阪支店 TEL 06(6973)9131
福岡支店 TEL 092(451)9411
札幌営業所 TEL 011(742)3701

仙台営業所 TEL 022(239)5161
北陸営業所 TEL 076(224)4281
広島営業所 TEL 082(509)5030
高松営業所 TEL 087(881)5067